

## 中期目標（案）・中期計画（素案）対照表

中期目標（案）	中期計画（素案）	備考
<p>（基本的な目標）</p> <p>公立大学法人山口県立大学(以下「法人」という。)は、大学を設置し、及び管理することにより、地域における知の拠点として、住民の健康の増進及び個性豊かな地域文化の進展に資する専門の学術を深く教授研究するとともに、高度な知識及び技能を有する人材の育成並びに研究成果の社会への還元による地域貢献活動を積極的に展開し、もって人々が生き生きと暮らす社会の形成に資することを目的とする。</p> <p>第1期中期目標期間は、当該目的の達成に向けて「着実に成果をあげるための安定した体制、仕組みの早期確立」に向けた取組を推進した期間であり、第2期中期目標期間にあつては、第1期中期目標期間における成果を基礎に、法人が自主的、自律的に社会経済情勢の変化に適切に対応しつつ、存在感ある「地域貢献型大学」として一層の個性化を図り、県民や地域社会の期待に応える成果を着実にあげることを目指して、次のとおり中期目標を定める。</p> <p>第1 中期目標の期間</p> <p>中期目標の期間は、平成24年4月1日から平成30年3月31日までの6年間とする。</p>		

<p>第2 教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>人と人の関わりを重視した教育研究を行う大学として、住民の健康の増進や個性豊かな地域文化の進展に資する高い教養と専門的能力を有する人材を育成するため、専門職業人として求められる実践力を涵養する教育や大学の学部・学科構成を生かした学部・学科間連携教育、これまで大学が培ってきた地域社会とのつながりを生かした体験型教育など、特色ある教育を推進する。</p> <p>また、大学教育の質の保証・向上に資するため、「どの大学、学部を卒業したか」ではなく、「大学教育で何を修得したか」の問いに応え得る学位授与のプログラムを整備し運用する。</p>	<p>第1 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するため取るべき措置</p> <p>(1) 特色ある教育の推進</p> <p>ア 学士課程</p> <p>(7) 全学共通</p> <p>① 地域活動体験の促進</p> <p>共に支え合う地域社会の一員として、地域に関心を持ち続け地域が抱える課題の解決に積極的に関わっていかうとする態度を養うため、全ての学部生が、教育的配慮のもとで、住民の自主的、主体的な社会参加活動（「コミュニティ活動」「ボランティア活動」「NPO活動」など）への参画を在学期間中に体験できるようにすることを旨す。{No. 1}</p> <p>② 国際交流体験の促進</p> <p>国境を越えて人々が行き交う地球社会の一員として、異なる文化を持つ人々を理解しコミュニケーションを図ろうとする態度の涵養に資するため、全ての学部生が教育的配慮のもとで、外国人との交流活動を在学期間中に体験できるようにすることを旨す。{No. 2}</p> <p>③ 基礎的英語運用能力の修得促進</p> <p>英語による通常会話で情報や考え方を理解したり伝えたりする能力を展開させるため、すべての学部生が初年次において、TOEICテスト取得点数を入学時より向上させることができるようにするとともにその50%以上がTOEICテスト450点に到達できるようにすることを旨す。{No. 3}</p> <p>(4) 国際文化学に係る専門教育（国際文化学部）</p> <p>① 異文化交流能力を培う海外実地体験の促進（国際文化学部国際文化学科）</p> <p>異なる母語、文化を持つ人々と協働して共通課題の解決に取り組もうとする態度を培うことができるよう、教育的配慮のもとで、す</p>	
--	---	--

	<p>すべての学生が海外留学や国際ボランティアなどの海外実地体験を在学期間中に体験できるようにすることを目指す。{No. 4}</p> <p>② 専門的外国語運用能力の涵養（国際文化学部国際文化学科）</p> <p>英語又は中国語若しくは韓国語を用いて、外国人との間で、日常生活のニーズを充足し、業務上のコミュニケーションができる言語運用能力を展開させることができるよう、学生が卒業時まで以下 の目標水準に到達できるようにすることを目指す。{No. 5}</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 英語に興味関心のある学生 TOEIC テスト 650 点以上取得者割合目標 50%（550 点以上 100%）</li> <li>・ 中国語に興味関心のある学生 日本中国語検定試験 2 級以上合格者割合目標 50%（3 級以上 100%）</li> <li>・ 韓国語に興味関心のある学生 ハングル能力検定試験 2 級以上合格者割合 50%（3 級以上 100%）</li> </ul> <p>③ 地域文化創造の能力を培う学外向け発表体験の促進（国際文化学部文化創造学科）</p> <p>国際的視点に立って、地域の文化資源の新たな価値や可能性を見出し、その活用等を人々に提案することができる創造的な表現と観賞の能力を展開させることができるよう、すべての学生が、教育的配慮のもとで、地域の文化資源を題材とした創造的活動の成果を学外に発表し批評を受ける体験を在学期間中に複数回積むことができるようにすることを目指す。{No. 6}</p> <p>(ウ) 社会福祉学に係る専門教育（社会福祉学部）</p> <p>① 地域の福祉課題に積極的に関与する地域福祉実践力（コミュニティソーシャルワークに関する専門能力）の涵養</p> <p>質の高い地域福祉の実現に資する能力を培うため、住民の地域福祉活動を支援しつつ、地域の福祉課題や要援護者のニーズに対し、</p>	
--	---	--

	<p>地域の社会資源を活用・調整して解決する新たな仕組みをつくるコミュニティソーシャルワークに関する専門的能力の基盤を修得できるようにすることを目指す。{No. 7}</p> <p>② 保健・医療・福祉職のチームアプローチに関する能力の涵養 社会福祉に関する専門職業人として、人々の健康とは「身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることであって単に疾病や病弱の存在しないことではない」との視野に立った支援を行う上で必要な能力を展開させるため、専門領域のみならず、保健・医療・福祉に関わる他の様々な職種の人々とチームとして働くことの意義や必要性を学び続ける態度を培うことができるようにすることを目指す。{No. 8}</p> <p>③ 相談援助の実践力の涵養 福祉に関する相談援助の実践力を培い、学生の社会福祉実習の目標達成度に関し、実習受入機関・施設から高い評価を継続的に得られるようにすることを目指す。{No. 9}</p> <p>④ 社会福祉士国家試験合格率水準の維持向上 福祉に関する相談援助を業として行う上で必要な専門的知識及び技能の修得に資するため、社会福祉士資格の取得を支援し、新卒者の社会福祉士国家試験合格率が 70%以上となることを目指す。{No. 10}</p> <p>⑤ 精神保健福祉士国家試験合格率水準の維持向上 学生の関心に基づいて、ジェネリックソーシャルワーカーとしての能力に加え、保健福祉領域における専門的知識及び技能の修得に資するため、精神保健福祉士資格の取得を支援し、新卒者の精神保健福祉士国家試験合格率が 70%以上となることを目指す。{No. 11}</p> <p>(I) 看護学・栄養学に係る専門教育（看護栄養学部・別科助産専攻）</p> <p>① 保健・医療・福祉職のチームアプローチに関する能力の涵養 療養上の支援や保健指導、栄養指導を行う専門職業人として、健康とは「身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることであって</p>	
--	---	--

	<p>単に疾病や病弱の存在しないことではない」との視野に立った支援を行う上で必要な能力を展開させるため、専門領域のみならず、保健・医療・福祉に関わる他の様々な職種の人々とチームとして働くことの意義や必要性を学び続ける態度を培うことができるようにすることを旨とする。〔No. 12〕</p> <p>② 看護実践能力の涵養（看護栄養学部看護学科） 看護専門職として学士課程において修得すべき能力を培い、学生の「コアとなる看護実践能力と卒業時到達目標」（文部科学省検討会報告書）の達成度評価の結果が5段階評価で平均4以上となるようにすることを旨とする。〔No. 13〕</p> <p>③ 看護師、保健師、助産師の国家試験合格率の維持向上（看護栄養学部看護学科・別科助産専攻） 療養上の支援や保健指導の専門職として必要な免許を得させるため、新卒者の看護師、保健師、助産師の国家試験合格率が100%となることを旨とする。〔No. 14〕</p> <p>④ 高度な栄養指導の実践力の涵養（看護栄養学部栄養学科） 高度な栄養指導の実践力を培い、学生の臨地実習の目標達成度に関し、実習受入機関・施設から高い評価を継続的に得られるようにすることを旨とする。〔No. 15〕</p> <p>⑤ 管理栄養士の国家試験合格率の維持向上（看護栄養学部栄養学科） 高度な栄養指導の専門職として必要な免許を得させるため、新卒者の管理栄養士国家試験合格率が100%となることを旨とする。〔No. 16〕</p> <p>イ 大学院教育</p> <p>(7) 社会人の大学院受け入れの推進 国際文化学及び健康福祉学の領域に係る生涯学習拠点として、修士課程（博士前期課程を含む。）における社会人入学志願者の増加を旨とする。〔No. 17〕</p>	
--	--	--

<p>2 学生への支援に関する目標</p> <p>学生の多様なニーズに適切に対応しつつ、その豊かな人格形成に資する学生生活を支援するため、学業と学園生活の双方にわたる学生支援活動を総合的に推進するとともに、その質の向上を図る。</p> <p>また、学生のより円滑な職業生活への移行に資するため、入学時から卒業時に至るまでの間において、自らの職業観、勤労観を培い、社会人、職業人として必要な資質能力を形成していくことができるよう、教育課程内外にわたって支援する仕組みを整備する。</p>	<p>(イ) 国際文化学又は健康福祉学に係る大学院生の研究支援 大学院生の研究能力の向上に資するため、修士課程（博士前期課程を含む。）にあつては半数以上の大学院生が在学期間中に<u>学外発表経験</u>を積むことができるようになることを、博士後期課程にあつてはすべての大学院生が在学期間中に外国語による学外発表経験を積むことができるようになることを目指す。{No. 18}</p> <p>(2) 大学教育の質保証に資する学位プログラムの整備運用 「大学教育で何を修得したか」という問いに応えうる学位プログラムを整備するため、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、入学者の受入方針の3つの方針についてその具体性・体系性の向上を図るとともに、これらの適切性を定期的に検証しその結果を改善に結び付ける体制・方法を構築し運用できるようにする。{No. 19}</p> <p>2 学生支援に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 教育と学生支援の連携による総合的な学生支援活動の推進と質保証 個々の学生がその人間性や社会性の向上を実感して卒業することができるよう、学生の学業と学園生活の双方にわたる総合的な学生支援活動に関する方針を定め、当該方針に基づく計画、実行、評価、改善の取組を確実に行う。{No. 20}</p> <p>(2) 学生の社会的・職業的自立に関する指導体制の確立 学生が卒業後に社会人・職業人として自立していく上で必要な能力の基盤を効果的に培うことができるよう、入学時から卒業に至るまでの学生の社会的・職業的自立に関する指導等に係る教育及び学生支援の連携体制、指導方法等に関する方針を明示し、当該方針を適切に運用する。{No. 21}</p> <p>(3) 学生の就職決定率の維持向上 学生が卒業後の職業生活に安定的に移行できるよう、就職希望者の就職活動を支援し、各年度において就職希望者に対する就職決定者の割合が100%となることを目指す。{No. 22}</p>	
--	---	--

<p>3 研究に関する目標</p> <p>大学の研究水準の維持向上を図るため、論文発表や科学研究費補助金申請を促進するとともに、国際共同研究を組織として実施する。</p> <p>また、県の政策形成や地域の諸課題の解決に寄与する調査研究に積極的に取り組む。</p>	<p>3 研究に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 論文等発表活動の促進</p> <p>教員の研究課題を常時最新のものとするとともに教育上の技能や学術的信用の維持向上に資するため、原則としてすべての専任教員が論文等(査読付き論文や外国語による論文の作成を推奨)を毎年1編以上作成し公表するようになることを目指す。{No. 23}</p> <p>(2) 文部科学省科学研究費補助金申請の促進</p> <p>教員の学術研究に係る研究課題の設定や研究計画の作成遂行に関する能力の維持向上に資するため、原則としてすべての専任教員が科学研究費補助金に毎年申請しその研究計画について当該補助金の審査機関から評価を受けるようになることを目指す。{No. 24}</p> <p>(3) 組織として取り組む国際共同研究の計画的推進</p> <p>国際的視野から本学としての研究水準の維持向上に資するため、健康や文化に関わる国際共同研究を6年間で3課題程度実施しその成果を公表することを目指す。{No. 25}</p> <p>(4) 県の政策課題解決に資する調査研究の推進</p> <p>県の政策形成に寄与するため、健康福祉社会づくり、中山間地域の振興、地産地消、観光交流その他の県政策課題解決に資する調査研究を6年間で3課題程度実施しその成果を公表することを目指す。{No. 26}</p> <p>(5) 地域の諸課題の解決に寄与する共同研究等の推進</p> <p>子育て、健康づくり、地域コミュニティの活性化、地域文化の継承発展など地域が抱える諸課題の解決に寄与するため、公共団体を中心に共同研究や委託研究を年間25件程度継続的に受け入れることを目指す。{No. 27}</p>	
---	---	--

<p>4 地域貢献に関する目標</p> <p>県立の大学として、人口減少や少子高齢化の進行など山口県を取り巻く社会経済情勢に対応した県勢の振興に寄与することができるよう、地域の発展を担う人材の育成、県の政策形成や地域の諸課題解決に資するシンクタンク機能の発揮、ライフステージに応じた県民の生涯学習機会の提供と県民と学生・教員との学び合いを中心とする県民との連携・交流の取組を着実に推進する。</p>	<p>4 地域貢献に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 地域の発展を担う人材の育成</p> <p>ア 入学者に占める県内生割合の向上 入学定員の適正な管理と入試の選抜性の担保に留意しつつ、大学等進学者の県外転出超過が進行する山口県が設立した大学として、入学者に占める県内高校出身者の割合が60%となることを目指す。{No. 28}</p> <p>イ 卒業生の県内就職割合の向上 学生の意向に応じつつ、各年度において、学部を卒業して就職した者のうち県内に就職した者の割合が50%を超える水準となることを目指す。{No. 29}</p> <p>(2) 県の政策形成等に貢献するシンクタンク機能の発揮</p> <p>ア 県の政策課題解決に資する調査研究の推進 県の政策形成に寄与するため、健康福祉社会づくり、中山間地域の振興、地産地消、観光交流その他の県政策課題解決に資する調査研究を6年間で3課題程度実施しその成果を公表することを目指す。{No. 26}【再掲】</p> <p>イ 地域の諸課題の解決に寄与する共同研究等の推進 子育て、健康づくり、地域コミュニティの活性化、地域文化の継承発展など地域が抱える諸課題の解決に寄与するため、公共団体を中心に共同研究や委託研究を年間25件程度継続的に受け入れることを目指す。{No. 27}【再掲】</p> <p>(3) 県民との連携・交流の推進</p> <p>ア 県内の専門職の能力向上支援 実習教育受入施設との関係を活かして、県内保健医療福祉施設における専門職の生涯学習や後輩の育成に寄与することができるよう、施設職員員の保健医療福祉サービス実践力や新人・中堅職員に対する指導力の向上に資する研修方法の調査研究に取り組み、その成果を公表することを目指す。また、既存のキャリアアップ研修についてはその実施状況や社会情勢の変化を踏まえて定期的に見直しを行いその結果に基づき所要</p>	
---	--	--

	<p>の措置を講ずる。{No. 30}</p> <p>イ 地域の諸課題解決に向けた県民一人ひとりの自主的、主体的な取組の支援</p> <p>子育て、健康づくり、地域コミュニティの活性化、地域文化の継承発展などの諸課題の解決に向けた県民一人ひとりの自主的、主体的な取組をより効果的に支援することができるよう、課題や年齢層に応じて自ら学び行動する意欲を高める系統的な生涯学習プログラムを作成し、当該プログラムを活用した生涯学習機会の提供を県内各地で計画的に行うことができるようにすることを目指す。{No. 31}</p> <p>ウ 地域の国際化に寄与する本学留学生と県民との交流の推進</p> <p>体験的に異文化理解を深める機会を広く県民に提供することができるよう、県内全市町において本学留学生と県民との交流機会を6年間でそれぞれ2回程度設けることを目指す。{No. 32}</p> <p>エ 地域社会との連携協力の推進</p> <p>(7) 地域交流活動施設の活用の推進</p> <p>県民、学生、教員の学び合いの場としての機能を発揮することができるよう、地域交流活動施設（Yucca）の運営を戦略的、計画的に行う。{No. 33}</p> <p>(4) 市町その他の団体との包括連携協定締結の推進</p> <p>地域社会との連携協力による各種の地域貢献活動をより計画的、継続的に展開することができるよう、市町その他の団体との包括連携協定の締結数の増加を目指す。{No. 34}</p>	
--	---	--

<p><b>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標</b></p> <p>大学運営の更なる効率化に資するため、民間ノウハウも活用しつつ、事務等の合理化の取組を継続的に推進する。</p> <p>また、教育の質の保証や経営基盤の強化など高度化する大学運営の諸課題を組織的かつ適切に処理することができるよう、教職員の職能開発を体系的に実施する。</p> <p>さらに、大学情報の発信については、伝えたい者に伝えたい情報が行き届くようその戦略性を高める。</p>	<p><b>第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</b></p> <p><b>1 事務等の合理化の継続的推進</b></p> <p>(1) 簡素で機能的な組織編制の徹底 個々の組織の存在理由を常に問うとともにその大括り化を図り、大学全体としてより簡素で機能的な組織の編制を目指す。また、事務能率の不断の向上の観点から、事務事業について統合改廃等の見直しを定期的に行う。{No. 35}</p> <p>(2) 自律型経営の推進 教職員の自発的な業務遂行の促進と、組織としての意思決定の迅速化を図るため、大学運営における教職員の権限と責任を明示し、適切に運用する。{No. 36}</p> <p>(3) 情報通信技術の活用の計画的推進 時代の変化に対応しつつ本学として必要な限度において情報化を推進することができるよう、情報通信技術の導入・活用に関する方針を定め、当該方針に基づく取組を組織的、計画的に行う。{No. 37}</p> <p><b>2 教職員の職能開発</b></p> <p>(1) 教職員研修の計画的推進 大学の教育研究の質の向上や業務運営の改善に向け、教職員がその職責を全うする上で必要となる能力、資質の向上を図るため、統一の方針のもとで、役職別研修、専門研修、教員海外派遣などの研修制度を計画的に実施できるようにする。{No. 38}</p> <p>(2) 人事評価制度の確立 教職員の能力開発、ひいては教育研究の活性化に向けて教職員にインセンティブが働くよう、能力、意欲及び業績が教職員の処遇等に適切に反映される人事評価制度を確立する。{No. 39}</p> <p>(3) 他大学等との交流の推進 本学と他大学等がそれぞれの特色を活かして協働することで、個々の教職員の能力の向上を図ることができるよう、他大学等との交流に取り組み</p>	
---	--	--

<p>第4 財務内容の改善に関する目標</p> <p>外部資金の獲得などに積極的に取り組み、自主財源の安定的確保を図る。</p> <p>また、地域に支えられた大学であることを踏まえ、業務運営の改善、効率化に努め、経費の支出については可能な限り抑制を図るとともに、資産の効率的活用を努める。</p> <p>第5 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>自己評価の結果、外部評価及び監事監査の結果その他学外者の意見を業務運営に適切に反映する。</p> <p>また、教育研究、組織運営、施設設備の状況に関する情報の公表を組織的、計画的に実施する。</p>	<p>成果を挙げることを目指す。{No. 40}</p> <p>3 大学情報の戦略的発信</p> <p>大学情報の発信に関する戦略を明示し、当該戦略に基づき大学情報を総合的、計画的に発信するとともに、その実施状況に基づいて改善を図る仕組みを構築し運用する。 {No. 41}</p> <p>第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 自主財源の恒常的、安定的確保 {No. 42}</p> <p>* 検討中</p> <p>2 経費の抑制</p> <p>(1) 人件費の抑制 {No. 43}</p> <p>* 検討中</p> <p>(2) 予算編成におけるスクラップアンドビルドの徹底 {No. 44}</p> <p>* 検討中</p> <p>(3) 管理的経費の削減 {No. 45}</p> <p>* 検討中</p> <p>3 資産の管理及び運用 {No. 46}</p> <p>* 検討中</p> <p>第4 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>社会に対する説明責任を果たすとともに、教育研究等の質の向上に資するため、自己評価・外部評価の結果に加え、監査の結果、同窓会、卒業生その他の学外者の意見に基づき必要な措置を講じその結果を定期的に公表する仕組みを構築し運用する。また、教育研究、組織運営、施設設備の状況に関する情報の公表の内容及び方法についてその実施状況を踏まえ定期的に見直しを行う。</p>	
---	--	--

<p>第6 その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備、活用等に関する目標      県の施設整備計画を踏まえ、既存施設設備の適切な維持管理とその有効活用なども図りながら、良好な教育研究環境の確保に努める。</p> <p>2 安全衛生管理に関する目標      教育研究活動の円滑な実施に資するため、教職員、学生の安全と健康の確保に関する取組を総合的かつ計画的に行い、その水準の向上を図る。</p> <p>3 法令遵守及び危機管理に関する目標      法令遵守及び危機管理に資する内部統制の充実・強化に取り組み、その成果を業務運営に反映させる。</p>	<p>{No. 47}</p> <p>第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備、活用等に関する目標を達成するためとるべき措置      * 検討中{No. 48}</p> <p>2 安全衛生管理に関する目標を達成するためとるべき措置      * 検討中{No. 49}</p> <p>3 法令遵守及び危機管理に関する目標を達成するためとるべき措置      * 検討中{No. 50}</p> <p><b>【以下の事項は検討中】</b></p> <p>第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>第7 短期借入金の限度額</p> <p>第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画</p> <p>第9 剰余金の使途</p> <p>第10 法第40条第4項の承認を受けた金額の使途</p>	
--	---	--